

補助申請手続きの進め方

詳しくは、「熊本市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱」をご確認ください。

事前の 注意事項

- ・解体・除却工事を開始した後では補助申請の受付ができません。
- ・補助金の交付の決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ・申請書類等を代理提出する場合も、工事の契約や支払いは申請者名義で行ってください。

解体・ 除却工事着手前

申請者

市

①事前調査申請

- 事前調査申請書（様式第1号）
 - 位置図（空き家の所在する位置がわかるもの）
 - 配置図（裏面の記載例をご確認ください）
 - 現況写真（建物及び敷地全体 2方角以上）
 - 建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）の写し
上記がない場合は納税通知書、不動産売買契約書等の写し
または、 誓約書（様式第3号）※いずれか一つ
 - 申請者の身分証明書の写し（運転免許証等のコピー）
- 申請書類等の提出を第三者に代理させる場合、
 代理提出委任申出書^印（様式第15号）

事前調査申請受付期間

令和6年12月27日（金）まで

※受付期間内でも、予算枠に達した時点で受付を終了

申請者から提出

受付

審査

市から通知

事前調査結果通知

②補助金交付申請

- 補助金交付申請書（様式第4号）
 - 解体・除却工事の見積書の写し（熊本市内に本店
または営業所などを有する業者2社以上）
 - 見積業者が解体事業者等であることを証する
書類の写し（見積書を徴取した業者のもの）
（建設業の許可証〔土木・建築・解体〕
または、県の解体工事業の登録通知）
 - 市税滞納有無調査承諾書（様式第5号）
 - 建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）の写し
上記がない場合は、 誓約書（様式第3号）
※①で、すでに提出済みの場合は不要
- 相続人等の確認が必要な場合、
 戸籍謄本またはその写し

補助金交付申請受付期間

令和7年1月31日（金）まで

申請者から提出

受付

審査

市から通知

補助金交付(不交付)決定通知

③工事請負契約（申請者⇔解体業者）

工事着手

④補助事業着手届

- 補助事業着手届（様式第7号）
- 除却工事の請負契約書の写し

申請者から提出

受付

⑤工事着手

工事終了後

⑥除却完了報告

- 除却完了報告書（様式第10号）
- 除却工事費の請求書または領収書等の支払いが確認
できるものの写し
- 除却工事完了後の写真（跡地の状況が分かるもの）

申請者から提出

受付

審査

市から通知

補助金額確定通知

申請者から提出

受付

審査

市から振込

補助金の交付

⑦補助金の請求

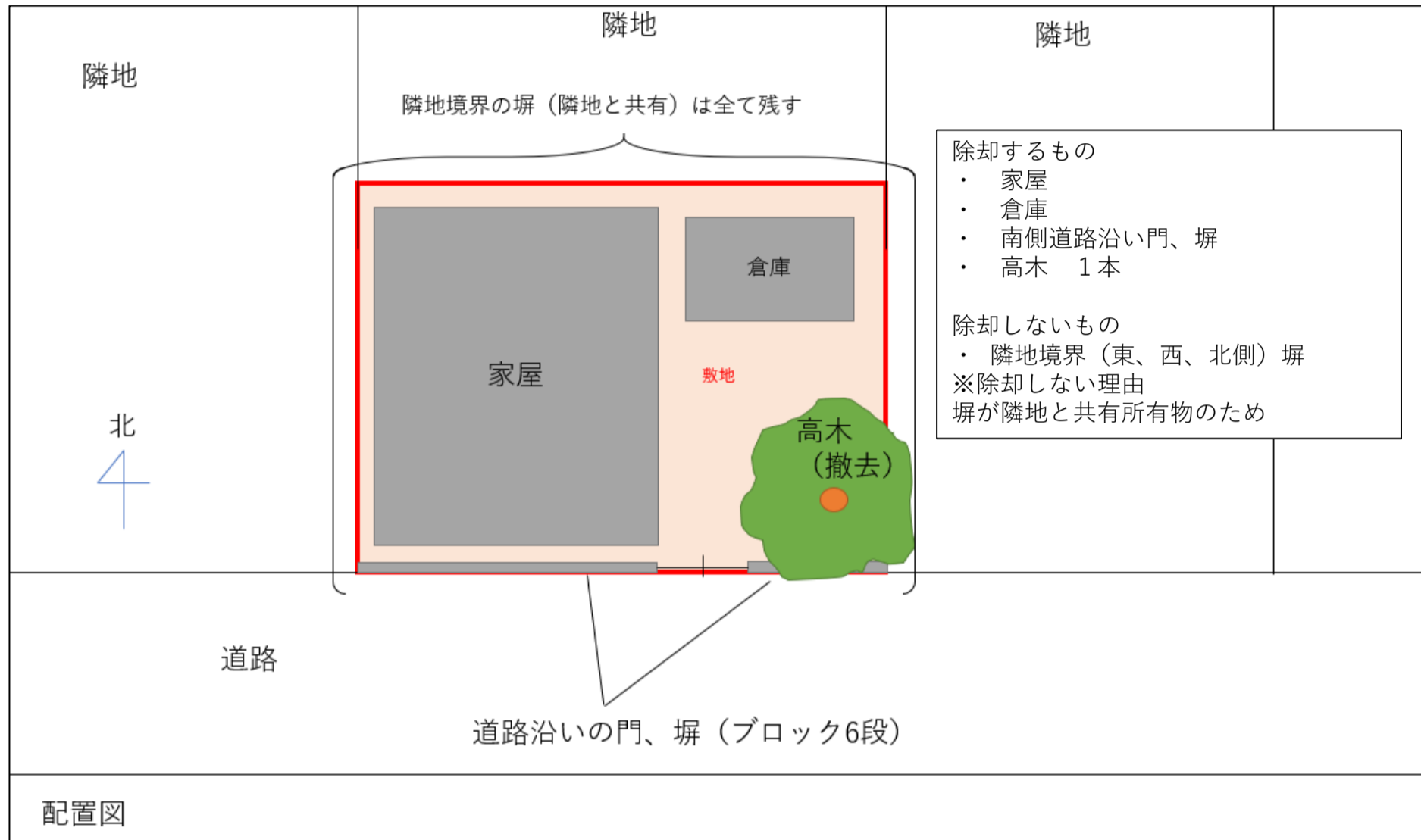
- 補助金請求書（様式第12号）
- 申請者名義の通帳の写し
（金融機関名、店名、預金種別、口座番号、
口座名義、名前(かた)が分かるもの）
- 除却工事費の領収書等の支払いが確認できるものの写し
※⑥で、すでに提出済みの場合は不要

⑧補助金の受取

※配置図は以下のものを記載してください。（手書き可）

- 1 敷地内の空家等（家屋、付属屋(離れ、倉庫等)） **すべて除却する必要があります。**
 - 2 外構(ブロック塀等)
 - 3 立竹木等
 - 4 除却するもの、しないもののリスト
 - 5 除却しないものについてはその理由
- 特別な理由が認められるものは除却しないことができます。

記載例



※詳細や事前調査申請等の書式は下記ホームページでご確認ください。

熊本市ホームページ>分類から探す>くらし・環境>住宅・建築物・上下水道>空き家対策

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=24944&class_set_id=2&class_id=164



（お問い合わせ先）
熊本市 空家対策課
電話：096-328-2514
対応時間：午前9時～午後5時（土日祝祭日除く）